

# 議 会 の



概要  
第三回定例会

平成二十一年第三回鶴田町議  
会定例会が、九月九日（水）か  
ら十七日（木）までの会期九日  
間で開かれました。議案十九件  
報告六件について審議が行われ、  
原案どおり議決（可決十一件、  
認定八件）されるとともに六件  
の報告が終了いたしました。  
今定例会では、一般会計およ  
び八つの特別会計の平成二十年  
度決算が提出され、それぞれ認  
定されました。  
ここでは特別会計の決算額を  
紹介します。一般会計について  
は六〜七ページで紹介していま  
す。  
**特別会計とは？**  
特定の歳入歳出を一般会計の  
歳入歳出とは区別して、個別に  
管理・処理するための会計です。

## 平成20年度決算報告（特別会計）



### 国民健康保険特別会計

歳入	歳出	差引残額
22億6,727万6千円	20億9,510万9千円	1億7,216万7千円
↳4,405万8千円	↳8,554万4千円	上段：決算額 下段：対前年度増減



### 老人保健特別会計

歳入	歳出	差引残額
1億4,242万3千円	1億4,242万3千円	0円
↳45万2千円	↳45万1千円	↳1千円



### 学校給食特別会計

歳入	歳出	差引残額
6,899万1千円	6,899万0千円	1千円
↳51万9千円	↳51万9千円	0円



### 第1財産区特別会計

歳入	歳出	差引残額
574万6千円	137万1千円	437万5千円
↳5万2千円	↳26万1千円	↳31万3千円



### 第2財産区特別会計

歳入	歳出	差引残額
586万8千円	74万7千円	512万1千円
↳84万1千円	↳123万5千円	↳39万4千円



### 介護保険特別会計

歳入	歳出	差引残額
14億3,538万6千円	13億6,057万4千円	7,481万2千円
↳8,314万5千円	↳2,572万円	↳5,742万5千円



### 後期高齢者医療特別会計 ※平成20年度より

歳入	歳出	差引残額
1億1,826万円	1億1,742万2千円	83万8千円
↳1億1,826万円	↳1億1,742万2千円	↳83万8千円

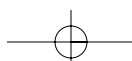
【↗】は増、【↘】は減を表わしています

## 9 月 定 例 会

議決された

### 主 な 議 案

- ・平成20年度鶴田町一般会計歳入歳出決算認定について
- ・平成20年度鶴田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ・平成20年度鶴田町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- ・平成20年度鶴田町学校給食特別会計歳入歳出決算認定について
- ・平成20年度鶴田町第1財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- ・平成20年度鶴田町第2財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- ・平成20年度鶴田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ・平成20年度鶴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- ・平成21年度鶴田町一般会計補正予算（第2号）案
- ・平成21年度鶴田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案
- ・平成21年度鶴田町病院事業会計補正予算（第2号）案
- ・平成21年度鶴田町水道事業会計補正予算（第1号）案
- ・平成21年度鶴田町第2財産区特別会計補正予算（第1号）案
- ・平成21年度鶴田町介護保険特別会計補正予算（第1号）案
- ・平成21年度鶴田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案
- ・鶴田町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例案
- ・鶴田町乳幼児医療費給付条例等の一部を改正する条例案
- ・鶴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- ・個別外部監査契約に基づく監査によることについて
- ・平成20年度鶴田町健全化判断比率の報告について
- ・平成20年度鶴田町病院事業会計資金不足比率の報告について
- ・平成20年度鶴田町水道事業会計資金不足比率の報告について
- ・平成20年度鶴田町下水道事業会計資金不足比率の報告について
- ・平成20年度鶴田町教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書について
- ・株式会社鶴の里振興公社の経営状況について



# 一般質問

編集 議会事務局

九月定例会一般質問の  
要旨をお知らせします

## 新谷賢剛議員

所属党派 日本共産党

### 五所川原市への編入合併について

一、町は五所川原市から求められた「五項目」について回答を作成したが、指定された回答日に手渡さなかったのはなぜか。



#### 答弁 町長

五所川原市からの五項目については、当町からの合併申し入れに対して去る七月十日に副市長、総務部長が来庁され、事務レベルで対応したものであります。その時は合併に関する五項目については、文書で示されたものではなく口頭により、詳細については新聞等で示されている内容のとおりであるとのことでしたので、去る七月十五日の第五回合併促進特別委員会の開催時には、その口頭内容と新聞からの五項目、そして両市町の事務事業制度の比較表については、その前日に五所川原市から送られて来たものを資料として示したと

ころであります。

両市町の事務事業制度の比較表については、合併促進特別委員会において個別に町の考えを示すことにしましたので、再度、方針案を七月二十一日の第六回合併促進特別委員会に示し協議したところであります。

ご質問の件については、合併促進特別委員長と議長、副合併促進特別委員長の三人で協議し、まず第一段階として検討会を立ち上げていただき、次の段階で回答書を検討した方が手順としてふさわしいとの判断から口頭で対応することとし、当日は相手側からもその話はありませんでした。そのことに関しては、去る八月二十日の第七回合併促進特別委員会で議員の方から指摘をされ、合併促進特別委員長が軽率な点もありましたとしており、回合併促進特別委員会において了承されたところであり、結果として五所川原市側から検討会を設置する旨の回答をいただきました。去る九月四日に両市町の委員により第一回検討会が開催されております。

二、「五項目」への回答には五所川原市になくても、町としてこれまで独自に実施してきた事業、

制度の存続を求める内容がある。今後、回答書に盛り込んだ要求項目を捨てて合併に進む意志なのか。町民はこのことを認めると判断するのか。

#### 答弁 町長

これにつきましては、なるべく町民の意見を実現するように検討委員の皆さんに努力してもらいたいと思っております。

